

福島第一原子力発電所におけるALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の新設に係る事前了解願いに対する回答

- 1 日 時 令和4年8月2日（火）17時00分～
- 2 場 所 県庁本庁舎2階 第一特別委員会室
- 3 当 方 知事 内堀 雅雄  
※大熊町長 吉田 淳、双葉町長 伊澤史朗も同席し、それぞれ回答。
- 4 相手方 東京電力ホールディングス株式会社  
取締役 代表執行役社長 小早川 智明  
常務執行役 福島第一廃炉推進カンパニープレジデント 小野 明  
常務執行役 福島復興本社代表 高原 一嘉
- 5 内 容 福島県知事から東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長宛の回答内容は次のとおりです。

「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」第3条に基づき令和3年12月20日付け廃炉発官 R3 第140号で提出がありましたこのことについては、下記意見を付して了解します。

記

1 要求事項の確実な実施について

ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設については、更なる安全性の向上のための措置や、分かりやすい情報発信の取組が欠かせないと考えることから、福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた8項目の要求事項を確実に実施するとともに、その取組状況等について報告すること。

2 廃炉・汚染水対策に関する取組について

(1) 新たに発生する汚染水の更なる低減

ALPS処理水の放出量を抑制するため、汚染水発生量の更なる低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的対策と建屋内滞留水処理を着実に進めるとともに、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

(2) 汚染水処理に伴い発生する二次廃棄物の安全な処理・処分

ALPS等の浄化処理によって発生する汚泥や吸着塔などの二次廃棄物については、一時保管する廃棄物保管庫の建設を進め、周辺地域への線量影響を低減させるとともに、安全な処理・処分に向けた技術的な検討を進め、県外搬出の取組を確実に進めること。